

山梨県公報

号外第三十六号

令和三年

十月七日

木曜日

目次

規則

○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

訓令

○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………一
○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二
○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二

規則

山梨県規則第四十二号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、オリンピック・パラリンピック推進監」を削り、「首都圏広報推進監」の下に「、グリーン・ゾーン推進監」を加える。

附則

この規則は、令和三年十月八日から施行する。

山梨県規則第四十三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「オリンピック・パラリンピック推進課」を「スポーツ振興課」に改める。

別表第一の一の表スポーツ振興局の部オリンピック・パラリンピック推進課の項を削る。

別表第一の一の表スポーツ振興局の部スポーツ振興課の項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「(総合球技場に関することを除く。)」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 スポーツによる地域活性化に関すること。

三 オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関すること。

別表第一の一の表リニア未来創造局の部二拠点居住推進課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表総務部の部資産活用課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 ふるさと納税に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

訓令

山梨県訓令甲第十七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十二年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第三号中「スポーツ振興局オリンピック・パラリンピック推進課」を「スポーツ振興局スポーツ振興課」に改める。

附則

この訓令は、令和三年十月八日から施行する。

山梨県訓令第十八号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中 「国際戦略グループ」を「国際戦略オリンピック・パラリンピック推進課」へ変更し、「国際戦略グループ」を「国際戦略」に改める。

附則

この訓令は、令和三年十月八日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月七日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表6級の項1中「オリンピック・パラリンピック推進課」を削り、

「国際戦略推進課」の下に「グリーン・ゾーン推進課」を加える。
別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「オリンピック・パラリンピック推進監」を「グリーン・ゾーン推進監」に改める。

附則

この規則は、令和三年十月八日から施行する。